

京都市消費者安全確保地域協議会 第2回全体会議 摘録

1 開催概要

日 時 令和7年6月6日（金）午後2時から午後3時まで
場 所 中京区役所 4階 第1研修室

2 出席者

京都市消費者安全確保地域協議会構成員（地域女性会欠席）

3 審議内容等

- (1) 設置要綱の改正について
- (2) これまでの取組状況について
- (3) 令和7年度事業計画について
- (4) その他（各構成団体からの情報共有等）

● 事務局

文化市民部市田部長より御挨拶申し上げます。

（市田文化市民部長挨拶）

● 事務局

議題(1)「設置要綱の改正について」、事務局から説明させていただきます。

～事務局から、資料1－1、資料1－2について説明～

● 事務局

ただいまの説明について、御質問や御意見があれば御発言をお願いします。

～意見なし～

● 事務局

続いて、議事(2)「これまでの取組状況について」について、事務局から説明させていただきます。

～事務局から、資料2、参考資料1について説明～

● 事務局

ただいまの説明について、御質問や御意見があれば御発言をお願いします。

～意見なし～

● 事務局

続いて、議事(3)「令和7年度事業計画について」、事務局から説明させていただきます。

～事務局より資料3、参考資料2について説明～

● 事務局

ただいまの説明について、御質問や御意見があれば御発言をお願いします。

○ 障害者地域生活支援センター

協議会の取組に関して、市内15箇所の支援センターに対しては私から取組を周知すればいいのか、協議会事務局から各支援センターも含めて周知していただけるのか、御教示いただきたい。

● 事務局

日々の見守り活動の中で発見された情報は、今後配布する見守り活動ガイドブックに記載予定の「センターにつなぐまでの流れ」などを確認・活用いただいて、都度当センターまでつないでいただきたい。新しい取組に御協力いただく場合は、障害保健福祉推進室を通じて、支援センター全体の会議等に出席し、事務局から周知説明する予定である。

また、メーリングリストの運用においては、各支援センターの方々も送付先に入っているため、協議会の取組をダイレクトに情報提供できる。

なお、今年度の事業計画の一つである街頭啓発イベントについて、秋以降に実施予定であり、集客力やアピール力の面からも構成員の方々と合同で実施したいと考えている。

時期的な制約もあるかもしれないが、現時点で街頭啓発イベント等の実施予定があれば、ぜひ情報提供いただきたい。

○ 障害保健福祉推進室

協議会の街頭啓発イベントはどのようなスタイルを想定しているか。

● 事務局

規模等にもよるが、街頭での呼びかけや、トークイベントなど様々な形が考えられるが、具体的なスタイルは検討中である。

○ 障害保健福祉推進室

ブース出展ほか、障害者の日に当室が実施している街頭啓発などがある。情報提供できるものを、幅広に考えてみる。

● 事務局

よろしくお願いします。消費生活総合センターにおいても、5月の消費者月間イベントではシンポジウムを実施したほか、京都生協と連携してコープ店内でのクイズイベントを実施した。また、かつてはパネル展示なども実施しており、イベント情報はスタイルを問わず幅広く寄せていただければありがたい。

続いて、事業計画に関連して、京都府警察本部より情報提供をいただいている。御説明をお願いします。

○ 京都府警察本部生活安全企画課

特殊詐欺状況について、資料「令和7年4月末の特殊詐欺認知・検挙等について」に基づいて説明させていただく。

被害認知件数は85件、前年同期比プラス26件で約1.4倍となっている。被害額については、約4億2700万円で、前年比で約1.8倍まで増加した。このままいけば、府下でワーストとなる平成26年の被害額を大きく上回り、過去最悪の被害状況になると推計される。そこで、5月20日、京都府知事と京都府警本部長の連名で緊急メッセージを発信した。主旨は国際電話利用休止の普及である。特殊詐欺被害は9割が電話によるものであり、携帯電話によるものも増えてきているものの、引き続き固定電話によるものが多い状況である。また、犯人が使用する電話の7割以上が国際電話であるため、犯人からの電話が掛かってこなくなるよう、国際電話を利用する見込みのない人には、利用を休止してもらおうとする取組である。従来は犯罪手口を周知して注意喚起し、内面に訴えかけることを行ってきたが、特殊詐欺は手口を知っていても騙されてしまうことがあるため、国際電話の利用を止めることで、犯人と会話することがなくなり、ひいては騙されることもなくなるということで、この取組を強力に進めている。

手続きは、利用休止の申込書に記載し、警察に提出いただければ完了する。正規の手続きは、国際電話不取扱受付センターに電話して、同センターから利

利用休止の申込書を郵送してもらい、記入のうえ返送する方法、又は、同センターに電話してパスワードを聞きとり、ウェブでパスワードを入力して申し込む方法がある。これら手続きは高齢者にハードルが高いものとなっているため、警察庁と国際電話不取扱受付センターの申合せにより、警察官が用意する利用休止の申込書を警察官の面前で記入して提出すれば、警察で取りまとめてセンターに送付することが可能となっている。

高齢者のみならず、現役世代の方もこの方法は利用できる。また、現役世代の方が両親等家族の方に勧めて申し込んでもらうことも期待できる。海外に知人・友人・家族がいないという方や、いたとしても SNS で連絡を取りあえば十分であるという方には納得いただける取組となっている。

利用休止手続きは無償である。電話番号、住所、名前等を記載いただくだけの簡単な手続きで済むので、周知いただければと思う。

このほか、日々の取組として、防犯・犯罪情報メールの発信を行っている。最近ではメールの半分以上が特殊詐欺に関する内容となっている。全域を対象として指定すると一日に4、5件の情報が入ってくるが、行政区を指定して受信することも可能である。興味のある方は御登録願いたい。

● 事務局

ただいまの御説明について、御質問や御意見があれば御発言をお願いします。

なお、警察官の面前で記載することが特徴かと思うが、申込書は、コピーして配布することも可能か。

○ 京都府警察本部生活安全企画課

警察官が出席している場で申込書を配布し、その場で回収することは可能としているが、民生委員等警察官以外の方が高齢者宅を回る際に申込書を配って提出を受けることはできないようになっているので御了承願いたい。

● 事務局

資料3に記載のある防犯機能付き電話機については、くらし安全推進課から御説明いただきたい。

～**資料3**のうち、防犯機能付き電話機についてくらし安全推進課から説明～

● 事務局

ただいまの御説明について、御質問や御意見があれば御発言をお願いします。

なお、防犯機能付き電話機の支給手続きとした場合でも、国際電話の利用休

止手続きを別途行う必要があるということでしょうか。

○ くらし安全推進課

仮に、詐欺等に遭う心配のある方が防犯機能付き電話機の支給対象からはずれてしまっても、国際電話の利用休止手続きを希望する場合は、くらし安全推進課を通じて警察に情報提供し、休止手続きに進むことは可能である。

○ 地域包括支援センター

防犯機能の設定について、すでに着信時に相手を確認できるよう連絡先を短縮登録されている方が多いが、電話機の支給後は一から登録し直さなければならないのか。

また、警察署に行けば国際電話の利用休止がその場でできるとのことであったが、防犯機能付き電話機を申し込んだ場合の利用休止手続きについては、別途申込書を送ってくるので、それに記入して送り返すことが必要であるという理解でよいのか。

○ くらし安全推進課

短縮登録については、防犯機能付き電話機の支給により電話機が新しくなってしまうので、もう一度、各自で登録を行っていただくこととなる。

○ 京都府警察本部生活安全企画課

防犯機能付き電話機を申し込んだ場合の利用休止手続きについては、くらし安全推進課から情報提供を受けて警察から御本人に連絡をとる、又は地域の交番勤務の警察官等が申込書を持って御自宅に伺い、その場で書いていただくことを想定している。被害に遭いやすい方については個別対応で警察から働きかけ、地道な活動にはなるが、被害の防止につなげていきたい。

○ 地域包括支援センター

「警察です。交番です。」という電話に対して、偽者じゃないかと疑念をいだいてしまう慎重な方もいる。自分で行った方が安心だという方は、電話機の支給は申し込んだうえ、国際電話利用休止手続きは「申し込まない」にチェックし、自分で警察に行って手続きをすることは可能か。

○ 京都府警察本部生活安全企画課

国際電話利用休止手続きを警察署で行うことは可能である。

○ 地域包括支援センター

認知症等はないが、介護度が高くて御自身が警察署に出向くのは大変な場合、代わりにケアマネージャーから警察に連絡を入れることで、自宅に申込書を持って来ていただくことは可能か。

○ 京都府警察本部生活安全企画課

本人が申込書を書くことが難しいということであれば、申込書欄外にケアマネージャーのいる時間帯を記載いただくことにより、その時間帯に警察官が申込書を持参するなど、可能な範囲で個別に対応させていただく。

○ 西京区役所保健福祉センター

個人情報の取扱いに関して確認したいが、防犯機能付き電話機の設置を「希望する・希望しない」について、申込書本人確認欄に「個人情報を地域協議会で共有することを承諾します」という記載があるが、どういう意味での同意か。協議会全体で個人情報を共有するようなことが想定されているのか。また、地域協議会構成員記入欄の民生児童委員（老人福祉委員）の欄には必ず記載を求めることになるのか。

○ くらし安全推進課

このような記載をしているが、構成員全体というよりは、当課と京都府警との間で個人情報を共有するという趣旨である。協議会構成員記入欄は、民生委員等構成員の方を通じて提出されたことを確認するための欄である。例えば、民生児童委員と地域包括支援センターを通じて重複して提出された場合は、優先度の高い方という見方もできると考えている。

● 事務局

地域協議会は法に基づき設置された機関であり、構成員が個人情報を共有することが可能となっているものの、個人情報の取扱いについては慎重になる方も多いと認識している。協議会共通のスタンスとして、まずは本人の同意を得ること、得られなくても必要な範囲に限り個人情報を共有することとしており、各構成員におかれても同様のスタンスでの対応をお願いしたい。

○ 社会福祉協議会

電話機の支給決定について、推薦した構成員にも結果の連絡をいただけるということであるが、設置の際の立合いを求められることもあるのか。

○ くらし安全推進課

電話の支給対象となった方及び、推薦した構成員に結果の連絡は行うが、立合いを求めるものではない。

○ 障害保健福祉推進室

電話機の支給事業についての依頼文は今後、「案」がとれた正式文が構成員全員に送付されるという理解でよいか。

○ くらし安全推進課

本日御了承いただいた内容をもって、「案」を正式なものとするが、事務局と調整のうえ改めて送付させていただく。

● 事務局

続いて、議事(4)「その他」について、各構成員からの情報提供があればお願いしたい。

○ 障害者地域生活支援センター

センターから支援を行っている障害をお持ちの方の被害内容について、共有する。

「好きなタレントが会いに来るので交通費を支払ってほしい」とメールやLINEで言われ、何度も金銭的被害に遭っている方が2名いる。うち1名は警察に被害届を出しに行ったが、「そのタレントは悪くない、付き人が悪い」と信じてしまって、こちらの説得がなかなか聞き入れられないことがある。「結婚したい、会いたい」という思いで、騙されてお金を払ってしまうという例がある。

● 事務局

心の内面に関する問題というのはなかなか対応が難しい。情報共有いただき感謝する。

ほかになれば、以上をもって、京都市消費者安全確保地域協議会の第2回全体会議を終了する。本日は、ご参集いただき、感謝申し上げます。